

答 弁 書

令和〇年〇月〇日

神奈川県労働委員会会長殿

被申立人 横浜市中区日本大通 1
神奈川〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

※1

神労委令和〇年(不)第△号 神奈川〇〇事件 について、次のとおり答弁します。

1 請求する救済内容に対する答弁

本件申立ての棄却を求める。

2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

※2

(1) 当事者について

アは認める。イは不知。

(2) 団体交渉について

※3

組合から、年末一時金について団体交渉の申入れがあったことは認める。

しかし、その後組合の△△△△書記長との間でもたれた団体交渉のための事務折衝において、会社の〇〇労務課長は、会社としては、現在の経営状態から一人平均1か月分支給が限度である旨を説明し、組合の了解を求めたところ、同書記長は「それでは交渉にならない」と言って退席したもので(乙第1号証)、会社が団体交渉を拒否したとされるいわれはない。

(3) 〇〇常務及び〇〇〇課長補佐の発言等について

ストライキ実施の事実については認める。

〇〇常務が幹部社員を集めて訓示したことは認めるが、申立人らが主張するような発言は、一切していない。同常務は、「現在の経営状況は大変厳しいが、社員一丸となって乗り切りたい」と述べたまでである(乙第2号証)。

また、〇〇〇課長補佐が課員宅を訪問したこと及び電話をしたことは認めるが、これは同補佐の引越しについての手伝いに対する礼を述べるために行ったものであり、申立人らが主張するような発言は全くしていない。

(4) △△△△社員に対する配転命令について

△△△△社員に福岡営業所への配転を命じたことは認める。

しかし、同人に配転を命じたのは、九州方面の営業体制の強化を図るために営業経験の豊富な同人が適任であると判断したからである。

したがって、会社には申立人らの主張するような意図は微塵もない。

(5) 結論について

争う。

記載上の留意事項

※1 代理人を申請する場合でも、答弁書は被申立人の代表者名で提出してください。

※2 申立書に記載してある不当労働行為を構成する具体的事実を即して、具体的に書いてください。

※3 必要に応じて証拠(書証)を添付し、その証拠番号を乙第〇号証として引用してください。

被申立人が複数いる場合は、証拠の表記(乙、丙、丁など)を事務局にご確認ください。